

水質管理目標設定項目の一部改正案に関する意見募集の結果について

平成20年12月22日

厚生労働省健康局水道課

水質管理目標設定項目の一部改正案について、平成20年6月13日から7月12日まで御意見を募集したところ、計2件の御意見をいただきました。

お寄せいただきました御意見と、それらに対する当省の考え方は次のとおりです。

御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

## 水質管理目標設定項目の一部改正案に関する意見募集の結果について

番号	御意見	当省の考え方
001	<p>【意見1】EPNとクロルピリホスのADIが再評価された結果、目標値が変更されたのは、当然であるが、両成分はいずれも有機リン剤であり、総有機リン剤としての目標値も設定することが望まれる。</p> <p>【理由】体内で、同じような機構で作用する有機リン剤はひとまとめにして規制すべきである。</p>	<p>内閣府食品安全委員会の評価の動向等を踏まえつつ、今後の検討課題としたいと考えます。</p>
002	<p>【意見2】水源周辺で使用される農薬の種類と使用時期、数量について、農薬の使用者・販売者に対し、水道事業体へ、農薬成分ごとの使用計画の提供を義務づけるべきである。</p> <p>【理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、県や農協が作成している防除基準や防除暦の提供だけでは、農薬毎の使用時期、使用量が不明である。</li> <li>2、農水省は、地方部局や全農等へ、水道事業体が行なう農薬使用に関する情報収集に協力するよう依頼（16消安第3967号、H16年10月26日発出）を出しているが、これでは不十分であり、協力のみでは、正確な情報が把握できない。</li> <li>3、水源近くの桜並木に殺虫剤が散布されていたり、河川敷の不快感除に農薬の殺虫剤が使用されていた。このような事例は水道事業体に通報されていない。</li> </ol> <p>【意見3】有機リン系やピレスロイド系殺虫剤が衛生害虫・不快害虫用殺虫剤・シロアリ防除剤として、多用されている。さらに、農薬と同じ成分を含有する非農物用除草剤が、量販店やホームセンターで販売されている。これらの使用は、前記の農薬取締法でいう農薬でないため農水省の通知対象に該当しない。農薬でない、殺虫剤や除草剤についての水源汚染実態も調査すべきである。</p> <p>【理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、残効性のあるピレスロイド系殺虫剤は大気を通じ、水系汚染につながる恐れがある。</li> <li>2、DDVPなど有機リン剤の中には大気や雨水中に検出されるものもある。</li> <li>3、非農作物用除草剤の農作物への使用は禁止されているが、非農耕地での使用を規制する法律がない。</li> </ol> <p>【意見4】建築物衛生法にもとづき、薬事法で承認された衛生害虫用殺虫剤が使用されるが、ビルやマンションに設置される貯水槽等の殺虫剤汚染実態を調査すべきである。</p> <p>【理由】H20年6月5日、大阪市内のビルの貯水層に殺虫剤が誤まって混入された。</p>	<p>今回の意見募集の直接の対象ではありませんが、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>

番号	御意見	当省の考え方
002(つづき)	<p>【意見5】河川水や地下水の農薬汚染実態調査を実施し、水質管理目標値設定の対象農薬選定の参考にすべきである。</p> <p>【理由】環境省による「農薬残留対策総合調査」(H15～H18年度)  <a href="http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/report2/index.html">http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/report2/index.html</a>          によれば、以下のようである(*印は水道目標値が設定されていない農薬成分)。          水田用農薬が、表に示すように、河川水に検出されている。さらに、埼玉県の前荒川と中川で、04年度と05年度に実施された河川水の長期モニター調査では、チオベンカルブが50日間検出(0.11-0.88ppb)、C A Tが全期間検出(0.04-0.15ppb)、イソキサチオンのオキソン体が30日間検出(0.78-1.30ppb)、イプロベンホスが75日間(0.03-0.22ppb)、ブロモブチドが9月以外の全期間検出(0.4-3.40ppb)されている。このうち夕張川の水質に目標値3μg/Lを超えたMEPが検出された。          非水田用農薬の調査でも、04と05年度には、テンサイとコムギが栽培されている北海道の売買川流域で、5月中旬-9月下旬に調査が行なわれ、アトラジン0.5、フルトラニル2.8、プロシミドン0.12、ペンシクロン0.3、メトラクロール*0.9、レナシル0.77、NAC2.37、TPN0.02各ppb(いずれも最大値)が検出されている。</p> <p>【意見6】アトラジン、シマジン、ジメトエート、トリフルラリン、ペンディメトリンの目標値は、食品衛生法におけるミネラルウォーターの暫定残留基準に比べて1.5～8.3倍高値であり、再考を要する。</p> <p>【意見7】目標値が設定されている農薬成分について、H19年度の全国水道事業体での水道原水・浄水・給水栓水等における検出状況を教えられたい。農薬成分ごとの検体数、検出数、検出範囲、目標値を超えた検体数、検出率の一覧表で示されれば幸いである。</p>	